

Romi Wi-Fi powered by dinomo

## 契約約款

令和7年2月26日版

## 第1章総則

### (約款の適用)

第1条 Global Gateway株式会社（以下「当社」といいます）は、この RomiWi-Fi powered by dinomo 契約約款（以下「この約款」といいます）に基づき RomiWi-Fi powered by dinomo サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合は、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

### (約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第4条 この約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、本サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
7 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
8 契約者回線	無線基地局設備と本サービス契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
9 本サービス回線	無線設備規則第 49 条の 28、29 に定める条件に適合する電波を用いて本サービス基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
10 会員契約	この約款に基づき当社から本サービスの提供を受ける資格を得るための契約
11 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
12 本サービス契約者	当社と会員契約を締結している者
13 契約開始日	「ご契約の内容」に記載されたご契約開始日となり、本サービスの提供開始日は、当社より端末出荷した日を契約開始日および課金開始日とします
14 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
15 提携事業者	楽天モバイル株式会社

## 第2章 本サービスの種類

(本サービスの種類)

第4条の2 当社より本サービスの提供を受けることを希望される場合は、当社と会員契約を締結する必要があります。会員契約は定期契約に限られます。なお、通信サービスの内容は以下のとおりとします。

サービスの種類	RomiWi-Fi powered by dinomo (本サービス)
内容	当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と本サービス契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの

## 第3章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合は、本サービス契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、Web エントリー（当社所定の Web サイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）の方法で行っていただきます。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(本人確認)

第6条の2 契約者は、会員契約の申込みにあたり、当社が別途指定する方法にて契約者の本人確認に応じていただく必要があります。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、会員契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により会員契約の申込みを受け付けた日とします。

3 当社は、本条1項および2項の規定にかかわらず、以下の場合は、その会員契約の申込みを承諾しないこ

とがあります。

- (1)第6条（会員契約申込みの方法）に基づき申込みされた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
  - (2)当社が提出を求める書類を提出しない等、第6条（会員契約申込みの方法）に定める方法に従わないとき。
  - (3)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (4)会員契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (5)第58条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (6)会員契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された会員契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
  - (7)会員契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
  - (8)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、会員契約の申込みを承諾しないときは、予め申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

（契約開始日および契約期間）

第8条 本サービスの契約開始日は、当社所定の申込書に記載されている開通希望日（以下、「開通希望日」といいます。）とします。ただし、開通希望日よりも前に契約者が初回通信を実施した場合は、初回通信を実施した日をサービス契約開始日とします。

2 本サービスの契約期間について、契約者から契約解除の通知が行われないうり自動更新となります。自動更新となった場合の更新後の契約期間は1ヶ月です。ただし、第13条及び第37条に該当する場合はその限りではありません。

（契約者回線の追加）

第8条の2 本サービス契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）

第9条 本サービス契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速や

かに契約者専用サイトより届け出るものとします。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本サービス契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社または当社提携の債権回収会社はその本サービス契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにその本サービス契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

4 本サービス契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または債権回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社または債権回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により本サービス契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

#### (会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 本サービス契約者が会員契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### (本サービス契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本サービス契約者は、第1項の届出を怠った場合は、第9条（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

#### (本サービス契約者が行う会員契約の解除)

第 12 条 本サービス契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合、毎月月末日までに当社に契約者専用サイトより通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月末日に利用契約に解除があったものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 13 条 当社は、第 37 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービス契約者が第 37 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、本サービス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、解除処理を一度でも行ったことがある本サービス契約者の場合、通知することなく利用契約の解除をすることができます。

(会員契約の終了)

第 14 条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その時点で終了するものとします。

(初期契約解除制度)

第 15 条 個人名義にてご契約いただいた通信サービスの契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、電話申告または書面により本契約の解除を行うことができます。法人名義は対象外となります。この効力は電話申告または書面が当社指定住所へ発送されたとき生じます。また、書面申告の場合は契約者が必要事項を記載した紙面を用意し、端末一式に同梱の上、契約書面を受領した日から起算して 8 日以内に当社指定住所へ発送いただきます。この時の端末一式とは、端末本体、スタートアップガイド、個装箱を指し、その他個別でのレンタル品がある場合は、当該レンタル品も含みます。緩衝材やビニール等は端末一式には含まれませんが、利用者は、それらが返却可能な状態である場合は、返却に協力するものとします。当社への端末機器の発送が期日を過ぎていた場合、端末機器が、通信を行える状態ではなかったとき (SIM カードやバッテリーが取り外されている等、事由の如何を問わずその端末を用いて通信を行うことができなくなっている状態)、返送端末が破損・故障していた場合、端末本体 (SIM カード含む) /個装箱/スタートアップガイド/その他レンタル品の何れかに欠品があった場合、これらのいずれかに当てはまった場合は、機器損害金として 12,000 円 (税込 13,200 円) を請求致します。

※端末レンタルの場合輸送中の紛失を防ぐため、SIM カードは端末から取り外さずに、挿入したまま返送してください。

- 2 前項による解除の場合、本サービス契約者はスマートプラン 50GB・プレミアムプラン 100GB に関して、前項後段の場合を除き、損害賠償もしくは違約金を請求されることはありません。
  - 3 当社は、初期契約解除であっても事務手数料 3,000 円（税抜）は請求できるものとします。
  - 4 オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解除されます。
  - 5 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより本サービス契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合は、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、電話申告または書面送付により本契約を解除することができます。
  - 6 返送に掛かる送料は元払いをご指定ください。
- ※着払いで発送された場合受け取りができませんのでご注意ください。

## 第 4 章 料金契約

### 1 通常料金契約 (料金契約の単位)

第 16 条 当社は、1 の申込みごとに 1 の料金契約を締結します。

#### (料金契約申込みの方法)

第 17 条 料金契約の申込みをするときは、Web エントリーの方法で行っていただきます。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

#### (料金契約申込みの承諾)

第 18 条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第 7 条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (本サービスの利用の一時中断)

第 19 条 当社は、本サービス契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る本サービスの利用の一時中断(その請求のあった本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### (料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 20 条 本サービス契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができま

せん。

(当社が行う料金契約の解除)

第 21 条 当社は、第 37 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービス契約者が第 37 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、本サービス契約者について、破産法、民事再法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、予め本サービス契約者にそのことを通知します。但し、不正な利用と認められる場合及び緊急時やむを得ない場合はこの限りではありません。

(料金契約の終了)

第 22 条 料金契約は、当該料金契約が属する会員契約の解除があったときは、その当該会員契約の解除と同時に終了するものとします。

## 第 5 章 オプション機能および付加機能

(オプション機能の申込)

第 22 条の 2 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、本サービス契約者は、そのオプション機能を利用する 1 の料金契約 (現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。) を指定していただきます。

(本サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第 22 条の 3 当社は、本サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(オプション機能の取扱い)

第 22 条の 4 本サービス契約者は、オプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めによります。

第 23 条から第 25 条まで削除

## 第 6 章 無線機器の利用

### Wi-Fi 端末・SIM カードの貸与等

#### SIM カードの販売・貸与等

##### (SIM カードの貸与)

第 26 条 当社は、本サービスの提供に際して、サービス契約者に対し、SIM カードを貸与します。この場合において、貸与する SIM カードの数は、1 の料金契約につき 1 とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを本契約者に通知します。

##### (電話番号その他の情報の登録等)

第 27 条 当社は、SIM カードを貸与する場合には、その SIM カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

2 当社は、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号 規則(令和元年総務省令第 4 号。)別表第 3 号に定める電気通信番号とします。

##### (SIM カードの情報消去及び破棄)

第 28 条 サービス契約者は、当社から貸与を受けている SIM カードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってその SIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、サービス契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社へその SIM カードを返却していただきます

##### (SIM カードの管理責任)

第 29 条 本契約者は、当社から貸与を受けている SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 本契約者は、SIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、本契約者以外の者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている本契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、SIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

##### (SIM カード暗証番号)

第 30 条 本契約者は、当社が別に定める方法により、SIM カードに SIM カード暗証番号(その SIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からその SIM カードの貸与を受けている本契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その本契約者が登録を行ったものとみなします。

2 本契約者は、SIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

#### (Wi-Fi 端末の貸与)

第 31 条 当社は、端末セットプランの提供に際して、サービス契約者に対し、Wi-Fi 端末を貸与します。この場合において、貸与する Wi-Fi 端末の数は、1 の料金契約につきひとつとします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する Wi-Fi 端末を変更することがあります。この場合は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

#### (Wi-Fi 端末の返還)

第 31 条の 2 本サービスの契約者は、以下の場合において、当社所定の方法により Wi-Fi 端末を当社へ速やかに返還するものとします。

(1) その Wi-Fi 端末の貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。

(2) その他、Wi-Fi 端末を利用しなくなったとき。

2 本サービス契約者は、第 31 条 (Wi-Fi 端末の貸与) 第 2 項の規定により、当社が Wi-Fi 端末の変更を行った場合、変更前の Wi-Fi 端末を返還するものとします。

3 本サービス契約者は第 1 項の場合において、本サービス契約者が Wi-Fi 端末を返還しなかったときは、第 1 項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

#### (Wi-Fi 端末の管理責任)

第 31 条の 3 本サービス契約者は、Wi-Fi 端末を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 本サービスの契約者は、端末が盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者が端末を利用した場合であっても、その端末の貸与を受けている本サービス契約者が利用したものとみなして取扱います。

4 当社は、端末の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

## 第 7 章 通信

#### (インターネット接続サービスの利用)

第 32 条 本サービス契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第 33 条 日本国内通信のサービス提供区域については、利用先でのキャリア (RakutenMobile・KDDI) の回線に自動接続します。(接続回線の選択はできません。) 本サービスは RakutenMobile 及び KDDI のネットワークを利用しますが、RakutenMobile 及び KDDI の提供するサービスではありません。ただし、キャリアの区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 本サービスに係る通信は、RakutenMobile に準拠するものとしします。ただし、当社は伝送速度を保証するものではありません。

4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとしします。

5 本サービス契約者は、1 の料金契約において、同時にふたつ以上の移動無線装置に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとしします。

(通信利用の制限等)

第 34 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下の措置を執ることがあります。

(1) 以下に掲げる機関が使用している契約者回線 (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)

機関名	気象機関水防機関消防機関災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関
-----	---

	水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
--	---

(特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置)

第 35 条 前条の規定による場合のほか、当社は、以下の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の本サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせた場合、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) 契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

(5) 事由の如何を問わず提携事業者から連絡があった場合は、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することまたは、その通信を切断すること。

(6) ネットワーク品質の維持および公正な電波利用の観点から、違法ダウンロード等の不正利用または著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信をされた場合、該当の契約回線に対し通信速度を概ね 384Kbps に制限することがあります。

またスマートプラン 50GB は毎月 1 日より積算した合計通信量が 50GB を超過した場合、プレミアムプラン 100GB は毎月 1 日より積算した合計通信量が 100GB を超過した場合、それ以降月末までの通信を停止させていただく場合があります。通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除となります。制限後の速度は通信状況によって変化することがあります。

(7) 違法ダウンロード等の不正利用の疑いがある場合、ご利用の停止を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他本サービス

の円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第 35 条の 2 当社は、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合に、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 35 条の 3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第 35 条の 4 当社および提携事業者は、本サービス契約者が本条の 2 ならびに 3 の禁止事項に該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、本サービス契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

## 第 8 章 利用中止および利用停止

（利用中止）

第 36 条 当社は、以下の場合において、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社もしくは提携事業者の電気通信設備の保守および工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 34 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、予めそのことを本サービス契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（利用停止）

第 37 条 当社は、本サービス契約者が以下のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。（支払期日を経過した後、支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、この条において同じとします。）

- (2) 会員契約の申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 第 58 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。
- (5) 第 9 条（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）の定めに違反したとき、もしくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することとはございません。

## 第 9 章 料金等

（料金）

第 38 条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、パケット通信料、ユニバーサルサービス料および手続きに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

（基本利用料の支払義務）

第 39 条 本サービス契約者は、契約開始日から起算して会員契約終了日までの期間（契約開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断および利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金（以下、総じて「利用料金」といいます。）に係るものの支払いは、以下によります。

(1) 第 19 条（本サービスの利用の一時中断）の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 第 37 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、本サービス契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払いを要します。

区別	本サービス契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻
----	---

	から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。
支払いを要しない 料金	上記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（パケット通信料の支払義務）

第 40 条 本サービス契約者は、その通常料金契約（料金表第 1-2（1）基本利用料に規定する定額プランの適用を受けているものに限り、）に係るパケット通信（その本サービス契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、料金表第 1-2（1）基本利用料に規定するパケット通信料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 41 条 本サービス契約者は、料金表第 1-2（2）ユニバーサルサービス料に規定する料金の支払いを要します。

2 当社は、通常料金契約ごとの月額にユニバーサルサービス料を含めてご請求します。

（料金の計算方法）

第 42 条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

（料金等の支払い）

第 43 条 本サービス契約者の利用契約に係る料金等の支払い方法は口座振替、クレジットカード払い及び請求書払い、電子決済によるものとします。

2 料金の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合は、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。

3 本サービス契約者は、本サービス契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前

項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

4 料金未納により当社口座へ直接ご入金される際、契約者の特定ができない場合は、契約者の特定ができた日付をご入金日とさせていただきます。

5 口座振替日は毎月 28 日としますが、土日祝日にあたる場合は翌営業日が振替日になります。また口座振替手数料が 110 円かかります。

#### (割増金)

第 44 条 本サービス契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### (料金等の請求)

第 45 条 当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は行いません。

#### (料金の一括後払い)

第 46 条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、本サービス契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (手続きに関する料金の支払義務)

第 47 条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

#### (督促手数料の支払義務)

第 48 条 本サービス契約者は、当社又は債権回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第 2 に規定する請求書の発行に伴う督促手数料の支払いを要します。

#### (期限の利益喪失)

第 49 条 以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本サービス契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 本サービス契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) 本サービス契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。

(3) 本サービス契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 本サービス契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) 本サービス契約者の所在が不明であるとき。

(6) 本サービス契約者が保証金を預け入れないとき。

(7) その他本サービス契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 本サービス契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社に通知していただきます。

3 本サービス契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて債権回収会社を通じて請求することがあること、並びに、本サービス契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各債権回収会社に提供することを予め同意するものとします。

(遅延損害金)

第 49 条の 2 契約者は、料金その他の債務について支払期日までに支払いがない場合、支払期日の翌日から支払日まで年 14.6%の割合で計算される遅延損害金を支払うものとします。

(債権の譲渡)

第 50 条 本サービス契約者は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が債権回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、本サービス契約者は、予め以下の各号について同意していただきます。

(1) 本サービス契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が債権回収会社に提供すること。

(2) 債権回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、債権回収会社

から当社へその旨の通知を受けること。

3 第1項の場合において、当社及び債権回収会社は、本サービス契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

4 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、債権回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

5 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および債権回収会社は、本サービス契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### (料金の再請求)

第51条 当社は、本サービス契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は本サービス契約者の負担とさせていただきます。

#### (保証金)

第52条 本サービス契約者は、以下の場合には、本サービスの利用に先立って保証金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第37条(利用停止)第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。

2 保証金の額は、当社が別に定める額とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、保証金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る保証金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、保証金を返還する場合に、本サービス契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

6 当社は、債権回収会社が請求した料金その他の債務について、本サービス契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その本サービス契約者が当社に保証金を預け入れているときは、その債権(その額が保証金よりも大きいときは、保証金と同額分とします。)を債権回収会社から買い戻し、その額に保証金を充当することがあります。

## 第 10 章 料金の減額

### (責任の制限)

第 53 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、第 39 条 2 項 (3) の「区分」欄に該当する場合に限り、その本サービス契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、本サービス契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、本サービス契約者はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る以下の料金の合計額に限りて料金の減額請求に応じます。

(1) 料金表第 1-2 (1) 基本利用料、第 2 (手続きに関する料金) に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

### (免責)

第 54 条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことにより損害を与えた場合は、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更 (以下この条において「改造等」といいます。) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担致しかねます。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、本サービス契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第 11 章 付随サービス

### (請求書の発行)

第 55 条 当社は、本サービス契約者の支払方法や支払状況によって書面により請求書を発行する場合があります。請求書は、通常料金契約に基づき本サービス契約者が支払いを要する額を記載したものに限り、ただし、その本サービス契約者が通常料金契約を締結していない場合は、この限りではありません。

2 本サービス契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 に規定する請求書の発行に伴う督促手数料の支払いを要します。

(利用明細書の発行)

第 56 条 本サービスにおける利用料金を、本サービス契約者専用サイトより確認できます。

2 当社では、書面による利用明細書の発行は行いません。

## 第 12 章 雑則

(承諾の限界)

第 57 条 当社は、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその本サービス契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第 58 条 本サービス契約者は、以下のことを遵守しなければなりません。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営端末設備等（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営端末設備等の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備もしくは自営端末設備等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、別記に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 当社は、本サービスに係る電気通信設備および回線等を通過する情報の内容については管理することがで

きません。また、当社は、上記情報についていかなる保証もしません。

(6)本サービス契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。

(7)本サービス契約者は、本サービスを、本サービス契約者以外の者に再販売もしくは提供することはできません。

(8)登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去しないこと。

(9)位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為は行わないこと。

(10)当社は、本サービスを通じて提供した通信は、すべて当該契約者が利用したものであるとみなします。

(11)本サービス契約者は、提供事業者及び各通信キャリアの利用規則の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとします。

(12)本サービス契約者が本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、本サービス契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。

#### （是正措置）

第 59 条 当社は、本サービス契約者が以下のいずれかに該当すると認めた場合は、本サービス契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

(1)第 58 条（契約者の義務）第 1 項第 4 号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。

(2)消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

#### （不可抗力）

第 60 条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、会員契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責任を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該会員契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### （通信の秘密の保護）

第 61 条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

#### （個人情報等の取扱い）

第 62 条 本サービスの提供に当たり取得した個人情報の取り扱いに関する方針は、当社が公開する「プライ

バシーポリシー」において定めます。

2 本サービス契約者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、本サービス契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、又は契約者本人の同意を得ることを条件に、当社および提携事業者の用に供し又は第三者に提供することがあります。

3 本サービス契約者は、本サービスの運用及びお問い合わせへの適切な対応のため、本サービス契約者の個人情報が当社と提携事業者（株式会社 MIXI 及びジャパンエナジー株式会社を含む）との間でやりとりされることに同意するものとします。

4 本サービス契約者は本サービスの適切な運用のため、提携事業者および運送会社等委託先会社との間で、本サービス契約者の個人情報及び ID 情報の授受を行うことを了承します。

（法令に規定する事項）

第 63 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（分離条項）

第 64 条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

（合意管轄）

第 65 条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（閲覧）

第 66 条 本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

（準拠法）

第 67 条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国憲法によるものとします。

# サポートサービスに関する付則

## 第1章 総則

### 第1条（適用関係）

1. 本サポートサービスに関する付則（以下「本付則」といいます）は、当社が提供する本サービスに関し、本サービス契約者が利用できるサポートサービスに適用されます。
2. 当社は、本サポートサービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。諸規定は本付則の一部を構成するものとし、諸規定の内容が本付則に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。
3. RomiWi-Fi powered by dinomo 契約約款にて定義された語句は本付則においても同様の意義を有するものとし、本付則においては本サービス契約者を「会員」といいます。

### 第2条（本サービスの利用）

1. 会員は、本付則及び諸規定の定めるところに従い、本サポートサービスを利用することができます。
2. 会員は、本サポートサービスの利用に際して、本付則及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。
3. 当社は、本サポートサービスの提供をジャパンエナジー株式会社（以下、「業務提携先」といいます。）に委託するものとし、会員は業務提携先から本サポートサービスを受けるものとします。

### 第3条（有効期間）

本サポートサービスの有効期間は、会員契約の終了日までとします。

### 第4条（個人情報）

1. 当社及び業務提携先は、本サポートサービスの提供を通じて知り得た会員情報に含まれる個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
2. 会員は、当社及び業務提携先が次の各号に掲げる目的のために個人情報を使用することについて、あらかじめ同意するものとします。
  - (1) 本サポートサービスを会員に対して提供するため
  - (2) 本サポートサービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
  - (3) 本サポートサービスの改善、マーケティング活動、新商品開発等を目的とした各種アンケートを実施するため
  - (4) 本サポートサービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
  - (5) 当社若しくは当社のグループ会社又は当社の業務提携先が提供する関連サービスや商品のご案内のため

3. 当社及び業務提携先は、本サポートサービスの提供に関わる業務又は第2項に定める目的を達成するために必要な業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社及び業務提携先は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社及び業務提携先は会員の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

(1) 会員又は公共の安全を守るために緊急の必要があると当社が判断した場合

(2) 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合

(3) 生命、身体、財産等の権利を保護するために必要不可欠であると当社又は業務提携先が判断した場合

(4) その他、当社又は業務提携先が本サポートサービスの運営維持のため必要不可欠かつやむを得ないと合理的に判断した場合

#### 第5条（規約の変更、本サービス提供の中止、終了・免責）

1. 当社は、本サポートサービスの運営上必要と判断した場合、又は、当社、業務提携先等の都合により、会員の同意を得ることなく本付則の一部又は全部を、変更、中断、中止、終了することができます。変更の場合、本サポートサービスの利用条件は変更後の本付則に基づくものとします。なお、本付則を変更、中断、中止、終了する場合は、変更内容を当社のホームページ上で告知するものとし、当該告知の時点で効力が生じるものとします。

2. 当社により本サポートサービス提供の変更、中断、中止、終了が行われた場合においても、会員は、これらに伴い当社に何らの請求もできないものとします。

## 第2章 遠隔サポートサービス

### 第6条（内容）

当社及び業務提携先は、会員に対して、以下の遠隔サポートサービスを提供します。遠隔サポートサービスにおけるサポート範囲は、第7条及び第8条に定めるとおりとし、会員が抱える問題・課題（以下「相談課題」といいます）の内容によっては、オペレータの判断により、音声通話のみでサポートを行う場合があります。

- (1) 以下に定める提供時間中において、オペレータが、ビデオ通話・音声通話またはその他の通話機能を用いて、相談課題の解決方法の説明、対象端末やシステムの操作・設定等のサポートを行うこと。  
受付時間：9：00～19：00（年中無休）

### 第7条（対象端末）

遠隔サポートサービスの対象端末は以下のとおりとします。

Romi、Romi Wi-Fi、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、スマートウォッチ、ゲーム機、プリンター等、インターネット関連機器

## 第8条（サポート範囲）

遠隔サポートサービスのサポート範囲は以下のとおりとします。

Romi 関連の設定方法、OS（Windows、MacOS）の基本操作、ブラウザ・メーカーの基本的操作方法、パソコン・テレビ及び家庭内 NW との接続、プロバイダサービス（インターネット接続、メール設定）、有線・無線 LAN 設定/トラブルシュート、その他インターネット上の各種サービス、データバックアップ/データ移行、Office 全般の基本操作、全セキュリティソフトのインストール及び設定、プリンター等、周辺機器設定、ゲーム機のネットワーク設定、スマートフォン/タブレット端末の Wi-Fi 設定等

## 第9条（禁止事項）

会員は、本サポートサービスに関して次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 会員が自ら所有し、かつ利用している端末以外の端末（転売目的で所有している端末を含みます）について本サポートサービスを利用する行為又は営利目的で本サポートサービスを利用する行為
- (2) 詐欺等の犯罪に結びつく行為若しくは結びつくおそれのある行為、又はこれらを誘発する行為
- (3) 第三者になりすまして、本サポートサービスを利用する行為
- (4) その他法令又は公序良俗に反する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 第3章 駆け付けサービス

### 第10条（内容）

1. 当社及び業務提携先は、会員に対して、本条に定める駆け付けサービスを提供します。駆け付けサービスにおけるサポート範囲は、第11条及び第12条に定めるとおりとし、相談課題が生じた場合、以下に定める提供時間中に現場駆け付け対応を受け付けることができます。ただし、業務提携先が会員から駆け付けサービスに関する連絡を受けた後に会員と連絡が取れない状態が24時間以上経過した場合には、駆け付けサービスへの対応を業務提携先の判断により任意に終了することができます。なお、現場駆け付け対応は完全な解決及び現場への出動時間を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合がありますことにつき、会員はあらかじめ同意するものとします。

受付時間：9：00～19：00（年中無休）

2. 本サービス対応時には、会員の立ち会いが必要となります。

3. 現場駆け付け対応の対象となるのは、基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとします。再度の訪問及び作業については、当社又は業務委託先の責めに帰すべき事由がある場合を除き、駆け付けサービスの対象外とします。また、現場駆け付け対応は、完全な解決を保証するものではなく、相談課題の内容や現場駆け付け対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応にとどまることのあることにつき会員はあらかじめ同意するものとします。

4. 現場駆けつけ対応では相談課題が解決できない場合、又は何らかの被害が発生することが予想される場合においては、当社又は業務提携先の判断により現場駆けつけ対応を行わないことがあることに会員はあらかじめ同意するものとします。

5. 現場駆けつけ対応を利用するためには、運転免許証やパスポート、マイナンバーカード等の、顔写真、氏名及び現住所が印刷されており、かつ、1枚で確認ができる官公庁等の公的機関により発行された有効な身分証明書が必要となります（現住所は、サービス対象物件の住所との一致が必要となります。）

6. 会員は、駆け付け業者の作業員が、現場において不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとします。

7. 相談課題が解決したと当社が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であると当社が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと当社が判断した場合は、当社はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとします。

#### 第11条（対象端末）

駆け付けサービスの対象端末は以下のとおりとします。

Romi、Romi Wi-Fi、ノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン、スマートウォッチ、ゲーム機、プリンター等、インターネット関連機器

#### 第12条（サポート範囲）

駆け付けサービスのサポート範囲は以下のとおりとします。

Romi 関連の設定・接続方法等、Wi-Fi 設定・接続、ノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン、スマートウォッチ、ゲーム機、プリンター等、インターネット関連機器の設定・接続等、セキュリティ対策、インターネット等の操作説明・メンテナンス等

#### 第13条（料金）

1. 会員は、駆け付けサービス利用にあたり、本サービスの利用料金とは別に作業員の出張費・作業費等の料金を負担することになります。尚、業務提携先は料金について会員に対してあらかじめ説明し合意を得た場合のみ、作業員の手配を行います。

2. 現場駆け付け対応時、部品交換や特殊作業等、あらかじめ合意をした料金と異なる場合は、再度、業務提携先より会員に説明を行い、合意を得た場合のみ該当作業を実施するものとします。

#### 第14条（禁止事項）

次の各号に掲げる場合は、駆け付けサービスの対象外とします。

(1) 会員が自ら所有し、かつ利用している端末以外の端末（転売目的で所有している端末を含みます）について駆け付けサービスを利用する行為又は営利目的で駆け付けサービスを利用する行為

(2) 会員以外からの要請の場合

(3) 会員ご自身で業者等を手配するなど当社が提供するサービス以外を利用された場合。

(4) 第三者になりすまして、駆け付けサービスを利用する行為

(5)対象端末の物理的破損等、明らかな故障による要請の場合

(6)その他、業務提携先が不適切と判断した場合

## 第4章 通信端末修理サポート

### 第 15 条 (内容)

1.当社は、会員に対して、会員及び会員の同居の家族が保有する通信端末等の不慮の事故による故障が生じた場合、通信端末修理サポートとして当該端末の修理費用の一部を補填します。

### 第 16 条 (対象端末)

通信端末修理サポートの対象端末は以下のとおりとします。

Romi、Romi Wi-Fi、ノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン、スマートウォッチ、ゲーム機。

### 第 17 条 (対象端末の制限事項)

1.通信端末修理サポートの対象となるのは、前条で指定された端末であり、かつ以下の条件を満たすものとします。

- (1) 本サポートサービス利用開始日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の製品であること
- (2) 本サポートサービス利用時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- (3) 会員の所有する端末。
- (4) 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- (5) 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。
- (6) 以下のものは、対象端末から除かれます。
  - ① 対象端末の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等）。
  - ② 対象端末内のソフトウェア。
  - ③ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
  - ④ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされたと弊社が判断した端末。
  - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
  - ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
  - ⑧ 通信端末修理サポート以外の保険、又は保証サービス（延長保証サービス等を含みます。）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。
  - ⑨ 業務に利用されている端末機器

### 第 18 条 (対象故障等)

通信端末修理サポートの対象となる故障等は以下のとおりとします。

故障、破損、損壊、水濡れ、全損、盗難（所轄の警察署に対して被害届を提出していること）。尚、サービス受領にあたり、当社は会員より損害状況・損害品の写真、メーカーの発行する保証書、盗難届受理証明（盗難の場合のみ）等、故障の状況等が確認できる資料の提出を求める場合があります。

#### 第 19 条（サポート金額）

1. 業務提携先は、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、事項に定める負担額を支払うことを条件として、1 会員あたり 1 年（起算日は、本サービスの利用契約開始日とします。）に 2 回、下記記載の金額（税込）を上限として、修理費用又は交換費用を補填します。但し、次条の除外事項に該当する場合、修理費用は支払わないものとします。

（修理可能な場合）修理費用：上限金 5 万円（税込）

（修理不可の場合）交換費用：上限金 1 万 2500 円（税込）

2. 端末修理サポートの利用時には、会員は金 3000 円（税込）を負担します。

#### 第 20 条（除外事項）

1. 以下のいずれかに当たる場合には、端末修理サポートの対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 当社が要請した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 会員が本サポートサービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品又は日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (12) 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、又は交換の場合
- (13) ご購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (14) 対象端末のメーカー又は販売店が、自らの決定又は行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収又は修理を行った場合における、回収の原因又は修理の対象となる事由

- (15) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (16) 対象端末を、加工又は改造した場合
- (17) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣による場合
- (18) 自然の消耗、劣化、縮み、変色又は変質による損害
- (19) 日本国外で発生した事故による損害
- (20) 紛失によって生じた損害
- (21) 中古製品として購入された対象端末の自然故障

## 別記

### 1 契約者の地位の承継

相続により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

### 2 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1)他人（当社を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3)他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5)わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9)他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10)自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
- (11)他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の会員のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (12)コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13)他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (14)受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (15)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17)違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著し

く嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(19)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為

(20)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(21)その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(22)他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為

(23)他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為

(24)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

(25)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為

(26)前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

# 料金表

## 通則

- 1 当社は、本サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

## 第 1 基本利用料

### 1 適用

基本利用料等の適用については、第 39 条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、以下のとおりとします。

### 2 料金表

#### (1) 基本利用料

料金プラン	スマートプラン 50GB
月額利用料	4,980 円（税抜）

事務手数料	3,000 円 (税抜)
初期費用	0 円
支払方法	クレジットカード 口座振替

料金プラン	プレミアムプラン 100GB
月額利用料	5,500 円 (税抜)
事務手数料	3,000 円 (税抜)
初期費用	0 円
支払方法	クレジットカード 口座振替

ア 契約開始月の月額利用料は毎月 15 日までの申し込みは満額請求となり、16 日以降の申し込みは半月分の請求になります。

※オプションサービスの月額利用料は日割り請求ではなく全額請求となります。

イ 本サービス契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者）は、予め上表の料金種別を選択していただきます。

## (2) ユニバーサルサービス料

令和 5 年 1 月時点、1 契約ごとに月額

区分	ユニバーサルサービス料
----	-------------

料金額（税抜）	2 円
---------	-----

ア ユニバーサルサービス料は月額利用料に含まれております。

イ ユニバーサルサービス料は電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じて本サービス契約者にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX 案内（03-3539-4830：24時間受付）にてご確認ください。

## 2 端末未返却時の損害金

本サービスを解約するには、電話または契約者専用サイトからの解約通知と当社より貸与したレンタル端末（SIMカード含む）の返却が必要です。なお、解約後のレンタル端末一式は、解約月の翌月5日まで当社指定住所へ返却することとし、返却期限までに返却がない場合や、返却時に破損・故障が見られる場合、SIMカード・バッテリーが欠品している場合など、端末機器が通信を行える状態ではなかった場合（その他事由の如何を問わずその端末を用いて通信を行うことができなくなっている状態）は、機器損害金12,000円(税抜)を当社に支払うものとし、

※その他の付属品(個装箱/スタートアップガイド/ストラップ)等が同梱されていた場合、それら返却は任意となりますが、お手元にある場合は、返却にご協力ください。

サービスを継続してご利用の場合は、追加で必要となる新しい端末を無償または減免で貸与します。この時、契約者は故障した端末を速やかに返却するものとし、当社はその端末の到着を確認できてから新しい端末を発送するものとし、なお、契約者が故障した端末を発送してから新しい端末が到着するまでの期間の料金は返金しないものとし、

端末を交換した場合は、当社が新しい端末を発送した日の属する月を1ヶ月目としたときの12ヶ月目の末日までは、再度の利用はできないものとし、その期間中に端末が故障等した場合、交換する端末の代金は契約者が負担するものとし、

項目	返却期限までに未返却時の損害金
金額	12,000円(税抜)

レンタル端末一式	レンタル端末本体、個装箱
----------	--------------

※その他付属品(ストラップ、取扱説明書)の返却は任意となります。契約解除時にお手元にある場合は、同梱して返却ください。

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第47条(手続きに関する料金の支払義務)の規定による他、以下のとおりとします。

手続きに関する料金は、以下のとおりとします。

区分	請求書発行手数料
内容	請求書にて料金を支払う場合の手数料

区分	口座振替手数料
内容	口座振替にて料金を支払う場合の手数料

### 2 料金額

請求に伴う手数料

発行1回ごとに

区分	請求書発行手数料
料金額(税抜)	300円

区分	口座振替手数料
料金額（税抜）	100 円